

朝倉市予防接種実施要領

1 目的

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条に基づき朝倉市（以下「市」という。）が行う予防接種（以下「予防接種」という。）の接種方法及び接種料金の支払方法等を定めることにより、予防接種を円滑に実施することを目的とする。

2 対象疾病、接種期間、接種回数、接種量及び実施形態

予防接種の対象疾病、対象者、標準的な接種期間、接種回数、接種間隔、接種量及び方法等は別表1のとおりとする。

3 予防接種の対象者

接種日に朝倉市に住民登録があり、予防接種を希望する者で、別表1に定める者とする。

なお、災害救助法の適用を受けた地域を居住地とする避難者で朝倉市に避難してきた者も含む。

4 実施期間

予防接種は1年を通じて実施するものとする。なお、インフルエンザ感染症においては10月1日から翌年1月31日までとし、新型コロナウイルス感染症においては10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、ワクチンの供給状況や感染症の流行状況によって期間を延長することがある。

5 ワクチン及び資材の取扱

- (1) 使用するワクチン及び諸資材は、委託医療機関において調達し、適正な方法で管理すること。
- (2) 麻しん風しん（MR）混合ワクチン、BCGワクチン、水痘ワクチンの溶解は接種直前に行うこと。
- (3) 注射器は必ずディスポーザブル注射器を使用すること。

6 予防接種の実施

(1) 予診票

予診票は、委託医療機関に備えるものとする。被接種者又は被接種者の保護者は、予診票（様式1-1①～⑳）に必要事項を記入し、接種時に委託医療機関に提出する。なお、「つながる子育てアプリあさくらっこ」（以下アプリという）を用いた予防接種DXを導入している医療機関（DX協力医療機関という）についてはアプリを通じて提出される電子予診票も使用できるものとする。

成人用肺炎球菌については、市から被接種者に通知を送付する。被接種者は、送付された通知を接種時に必ず医療機関に提出する。通知を紛失した場合、医療機関より市へ

被接種者の接種歴について照会を行い、接種歴のない者についてのみ接種を実施する。

带状疱疹予防接種については、市から被接種者に通知兼接種済証を送付する。被接種者は、送付された通知を接種時に必ず医療機関に提出し、医療機関はこれに必要な事項を記載する。通知兼接種済証を紛失した場合、被接種者は市へ再交付の申請を行い、市は接種済証を再交付する。

風しん5期の予防接種については、市から対象者へ通知を送付する。被接種者は、送付された通知を接種時に必ず医療機関に提出する。通知を紛失した場合、医療機関より市へ被接種者の抗体検査と結果について照会を行い、対象であることが確認できた者についてのみ接種を実施する。

(2) 予診

ア 委託医療機関は、被接種者が乳幼児・小児の場合は被接種者の保護者に保険証等で朝倉市民であることを確認した上で、母子健康手帳の提示を求め、接種対象者であること及び接種歴などの確認を行うこと。被接種者が乳幼児・小児ではない未成年の場合で母子健康手帳がない場合又は被接種者が成人である場合は、保険証等で朝倉市民であることを確認し、予防接種済証等で接種歴の確認を行うこと。

イ 接種を行う前に、被接種者又は被接種者の保護者に対して、予防接種の効果及び副反応についての内容を理解しているかどうか確認を行うこと。

ウ 被接種者が女性の場合、必ず口頭で妊娠又はその可能性がないことを確認し、接種後2ヵ月間は妊娠を避けるべき旨を説明すること。

(3) 接種意思の確認

ア 予診後は、予防接種を受けることの承諾を被接種者又は被接種者の保護者の署名により確認し、被接種者が16歳未満である場合は、原則として保護者同伴のうえで接種すること。13歳以上の者で日本脳炎又は子宮頸がん予防接種を希望する者は、保護者同伴の緩和措置があり、あらかじめ保護者の同意が確認できた者は、保護者の同伴を要しない。その際、①保護者が予診票及び同意書の自署欄に署名していること、②被接種者の当日の体調が、予防接種の不適合状態でないことを確認すること。

イ 被接種者が満16歳以上である場合は、保護者の同伴は必要としない。(保護者署名欄は本人の署名で可)

(4) 接種後の措置

接種を行った医師は、接種終了後、当該接種について予診票の記録及び予防接種済証の交付を行うこと。ただし、乳幼児・小児については予防接種済証に代えて、母子健康手帳に以下の内容について記録を行うこと。

【予診票】

医師記入欄(接種の可否、医師署名等)、ワクチンロットナンバー、ワクチン接種量、接種場所・接種医師名・接種年月日

【母子健康手帳】

接種年月日、ワクチンロットナンバー、接種医師のサイン

※被接種者が乳幼児・小児ではない未成年で母子健康手帳の提示がない場合又は被接種者が成人である場合は、予防接種済証（様式2）（様式4）に必要事項を記入し交付すること。

（5）接種対象年齢の例外

インフルエンザ予防接種を除いた接種対象年齢において、長期にわたり療養を要する疾患にかかったこと等の特別の事情により、予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年（成人用肺炎球菌予防接種および帯状疱疹予防接種については、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年）以内に接種した場合（厚生労働省令で特に定められた対象疾病については、同令で定める年齢に達するまで）は、定期接種として取り扱う。対象疾病、対象者、標準的な接種期間、接種回数、接種間隔、接種量及び方法等は、別表1のとおりとする。

なお、当該対象者で接種を希望する者は、医師の証明を受けなければならない。接種後は、長期療養を必要とする疾患にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書（様式3）を保護者又は本人の同意を得て、接種料金請求の際に予診票に添付して市に提出すること。

長期にわたり療養を要する疾患・特別の事情については特例対象者該当理由書（様式3）の裏面を参照すること。

7 接種料金（委託料）

（1）接種料金は、契約書に定めるとおりとする。予防接種料金は全額を市が負担し（インフルエンザ、成人用肺炎球菌、新型コロナウイルス予防接種、帯状疱疹予防接種を除く。）、委託料として委託医療機関へ支払う。

（2）高齢者定期予防接種について、委託医療機関は自己負担金としてインフルエンザ予防接種1,500円/件、成人用肺炎球菌予防接種3,500円/件、新型コロナウイルス予防接種4,500円/件、帯状疱疹予防接種（生ワクチン）3,000円/件、（不活化ワクチン）6,000円/件を被接種者から徴収する。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき生活保護を受けている者からは、自己負担金を徴収しないこと。また、被接種者に予防接種済証・領収証（様式4）および帯状疱疹予防接種接種済証を発行すること。

※生活保護を受けている者の場合、市福祉事務所から発行される生活保護受給者証明書を、接種時に確認のうえ接種すること。当該証明書は接種料金請求の際に予診票に添付して市に提出すること。

※60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者は、医師の診断書又は身体障害者手帳等の写しを接種料金請求の際に予診票に添付して市に提出すること。

8 接種料金（委託料）の請求及び支払

（1）委託医療機関は接種完了後、実施月ごとに、予防接種集計表（様式5-1～6）、予

防接種予診票（様式1-1①～⑳）及び関連書類（長期療養者特例措置＝特例措置対象者該当理由書（様式3）、インフルエンザ予防接種、成人用肺炎球菌予防接種及び新型コロナウイルス予防接種、帯状疱疹予防接種は生活保護受給証明書・医師の診断書又は身体障害者手帳の写しなど）を添えて、市に請求すること。また、朝倉医師会の会員が開設又は管理する医療機関については、実施月の翌月10日までに医師会に予診票および関連書類を提出すること。

- (2) 予防接種を同日に複数接種する場合に、予防接種不适当要因があり接種を見合わせた場合、予防接種集計表に計上する接種不可の件数は、複数接種する予定だったワクチンのうちいずれか1件のみとし、計上したワクチンの予診票を提出すること。
- (3) 市は請求があったときは、関係書類を審査し、適当と認めた場合は、請求のあった日から起算して30日以内に委託料を支払う。
- (4) DX協力医療機関は接種完了後、デジタル請求の一次報告を翌月7日までにを行い、請求書・実績報告書に紙予診票の件数を入力し押印の上、関連書類とともに翌月10日までに市へ提出すること。

9 副反応疑いの報告

予防接種後に副反応（様式6-1に定める副反応の報告基準）が発生したことが疑われる場合は、予防接種後副反応疑い報告書（様式6-1）もしくは国立感染症研究所のホームページからダウンロードできる予防接種後副反応疑い報告書入力アプリで作成した予防接種後副反応疑い報告書（入力アプリ）（様式6-3）を直ちに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へFAX（FAX：0120-176-146）にて報告すること。

10 コッホ現象の報告

BCG予防接種後コッホ現象と思われる反応を診断した場合は、保護者の同意を得て、直ちにコッホ現象事例報告書（様式7）を市へ提出すること。

11 予防接種の間違いの報告

予防接種を実施する際、誤った用法用量でワクチンを接種した場合や、有効期限の切れたワクチンを接種した場合、血液感染を起こしうる場合等の重大な健康被害につながるおそれがある間違いが発生した場合は、直ちに市へ報告すると共に、予防接種の間違い報告書（様式8）を提出すること。

12 健康被害の救済

- (1) 予防接種に関し、被接種者に健康被害が生じたときは、予防接種法その他関連法令に基づき救済措置を講ずるものとする。
- (2) (1)に規定する諸措置については、市が設置する朝倉市予防接種健康被害調査委員会の審議に基づき処理するものとする。